

【訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う Web サイト掲示について】

2024 年医療保険改定に伴い、当訪問看護ステーションでは、オンライン資格確認を行う体制を有しており医療 DX を通じて質の高い訪問看護ができるよう取り組んでおります。オンライン資格確認によって得た診療情報等（薬剤情報・手術情報・特定健診情報）を看護師等（准看護を除く）が訪問看護時に確認できる体制を整備し、訪問看護に活用します。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

・ 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

施設基準は以下の通りです。

1	厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること
2	健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること
3	医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
4	3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること